

証券総合サービス約款集の一部改定のご案内

2022 年 9 月
七十七証券株式会社

第 10 章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
第7条（発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出） (1) 当社は、お客さまが発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次を当社に委託することにつき同意いただいたものとして取扱います。 (2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次は、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、<u>次の各号に定める通知等</u>のときに行うことにつき、同意いただいたものとして取扱います。 ① <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知（以下第 36 条において「総株主通知等」といいます。）</u> ② <u>個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知</u> ③ <u>株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第 24 条(2)に規定する書面交付請求をいいます。）</u> 第24条（個別株主通知等の取扱い） (1) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。 (2) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、<u>発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u> (3) 上記(1)および(2)の場合は、当社所定の手数料をいただくことがあります。	第7条（発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出） (1) 当社は、お客さまが発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次を当社に委託することにつき同意いただいたものとして取扱います。 (2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次は、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知（以下第 36 条において「総株主通知等」といいます。）または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、同意いただいたものとして取扱います。</u> <u>（新 設）</u> <u>（新 設）</u> <u>（新 設）</u> 第24条（個別株主通知の取扱い） (1) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。 <u>（新 設）</u> (2) 上記(1)の場合は、当社所定の手数料をいただくことがあります。